

### 鈴鹿亀山地区広域連合第7期介護保険事業計画策定部会 会議運営に関する事項の確認（案）

#### 1 会議時間について

(1) 原則として、1回の会議について概ね2時間以内とする。

#### 2 会議及び会議資料の公開について

(1) 会議及び会議資料は、「鈴鹿亀山地区広域連合情報公開条例」に基づき、原則として公開するものとする。

ただし、次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

① 不開示情報が含まれる事項について審議、調査を行う場合

② 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

#### 3 傍聴者への対応について

(1) 傍聴者の定員は、3名とする。

(2) 傍聴者は、会議開催の30分前から5分前までに傍聴人受付簿に記入し、定員を超えた場合は抽選とする。

(3) 傍聴者へは、委員と同等の会議資料を配布する。

#### 4 議事録について

(1) 事務局による録音テープから要約した議事録を作成し、会長の下承を得て、原則として公開するものとする。

また、発言者名についても公開するものとする。

(2) 議事録は事務局で保存し、委員の必要に応じて供覧するものとする。

#### 5 その他

(1) 上記以外に部会の運営について必要な事項が生じた場合は、その都度部会で協議する。

鈴鹿亀山地区広域連合第7期介護保険事業計画策定部会傍聴人受付簿

平成29年 月 日

番号	住所	名前
1		